

注意事項について（3）

（役員変更の際の注意事項について）

1. 変更届出書
（「変更前」の欄に辞める人、「変更後」の欄に新規の人を記入。）
2. 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項（付表4）
3. 登記簿または、議事録（登記がまだの場合、議事録を提出）
4. 欠格自由に該当しない旨の誓約書（参考様式9-2又は9-1）
（新規の人の分だけ氏名記入、押印。）

《役員の種類》

「医療法人」・・・①理事、②監事

「社会福祉法人」・・・①理事、②監事

「特定非営利活動法人」・・・①理事、②監事

「合同会社」（有限責任社員のみで構成）・・・①全社員

「合名会社」（有限責任社員のみで構成）・・・①全社員

「合資会社」（有限責任社員と無限責任社員とで構成）・・・①全社員

「株式会社」・・・①取締役（社外取締役を含む）、②執行役、③監査役（社外監査役）、
④会計参与

「地方公共団体」・・・①市町村長、②副市町村長